

茅野市議会 2012年9月(22号)

野沢明夫の議員報告

●事務所: 〒391-0301 茅野市北山北大塩道6891番地 TEL0266-77-2058
Email: akky4241@po30.lcv.ne.jp FAX0266-77-2052

● 会派制が導入されましたが、実質的には結成したグループは未だありません。導入決定は多数決という議員活動の申し合せを決めるにふさわしくない方法で採決されました。

本来「申し合せ」とは話し合いを重ね、おおむね全会一致をもって決し、全員の了承を得て実施すべき約束事です。

会派制は政策立案や対行政側交渉など個人活動に比して優位だという意見がある一方、人事やポストのためだけの集団との見方があります。採決の会派拘束や会派間の代表者会議や議会運営委員会への委員割り振り、同委員会での一人会派や無所属議員の発言制限など、議員個人の平等の権利を侵すといった規定のある市町村は多くあります。

ここで決定した内容は、2人以上で会派を組むことができ、届け出が必要という形式的手続きを規定したのみで、それ以上の会派の権能を定めておりません。

まあ会派などに頼らず、本来の常任委員会活動を充実させることや、分野別の議員連盟活動を充実させことに力を傾注すべきと考えますが、皆様はいかが考えますか？



9月定例会のく一般質問内容くは次のようなものでした。

- ①道水路工事等の受益者負担金について
- ②野焼きについて
- ③寄付募集行為について

①「道水路工事等の受益者負担金について」（要旨：基本的受益者負担概念を問う）

地方自治法、道路法、都市計画法、土地改良法などには、受益を受ける限度において分担金（費用の一部を負担）を徴収できるとあります。茅野市では、都市計画建設課関連工事には負担金はありませんが、土地改良関係つまり農業関連工事に関しては受益者負担金（地元負担金）があり、担当課によって負担の有る無しがあります。

市側答弁では、都市計画関連の工事に負担金がない理由は、不特定多数の利用や、市道にする際、地権者が寄付するのでそれ以上負担はさせられないとの考え方とのこと。

例えば、現状最近の市道認定は、平成23年6月から平成24年9月まで、14件中6件は袋小路、同一道路の戻るコの字型のものを含むと8件となり、利用者は居住者に限定され、不特定多数が通る公共性が無いといえます。通るのは郵便屋さんくらい。

市道認定した袋小路の道も水路もいすれは補修が必要になり、その時地元負担は必要ないのか？市側の理由では説明がつかず、地元負担を取るべきだという考えも出てきます。他市町村には、都市計画関連の「土木工事にかかる負担金条例」も存在します。

●都市計画関連工事はなぜ負担金がないのか？

私は、それは都市計画税を取っているからだと結論付けました。

都市計画税は、固定資産税とセットで土地と家屋（固定資産税には適用の償却資産は対象外）に課税されます。

茅野市は全域が都市計画区域で、市街化区域と市街化調整区域の線引きをせず、用途地域（都市計画法に基づく地域区域）に用途別分類しています。

都市計画税は目的税で、街路事業、区画整理、下水道など都市基盤整備に利用される

ためのものであるため、都市計画税の課税対象からは、土地のうち農業振興地域内の農用地を除くとなっています。それ故に、いわゆる農振地域内の道路水路は土地改良課関係工事として取り扱われ、負担金を求められます。

それではここで問題。

●Q:「用途地域市街化区域の農業用水の負担金はあるか？」

答は〇無しです。

判断は非常に難しいと言えます。

＜現状＞

●土地改良工事額（県の補助・市単独事業の合計、H24 予算）は1億 8350 万で、地元負担率は8パーセント、負担金額は 1468 万です。

その内 市単独 のものは工事費 4000 万 負担金 320 万 (8%)

財源のほとんどが農業基盤整備事業債、農業用施設整備事業債の地方債で、地方交付税の算定に加えられ全額の負担ではありませんが、市民の税金で返済される事に変わりはありません。

＜地元要望と負担＞財政の潤沢でない区は、手を挙げたくても上げられない。潤沢な区は、比して要望工事は進む。負担金の有る無しや、負担可能か否かによって要望実現は天と地ほどの差があります。持たざる者は要望できないという現実がそこにあります。

また、農業関係工事の要望する区には非農家や直接利害関係のない人もおり、「共益」の持つ意味は広く複雑です。

＜空想＞都市計画税は、土地・家屋・課税標準額の 0.3% にまで上げることが可能で、市の現在の税率は、0.2% にとどめており、税収額は 5 億 2000 万、これを 0.05% 上げて 0.25% にするだけで 1 億 3000 万の増収になります。現状の 1468 万の負担額をまかぬには十分すぎる額です。都市計画税を目的以外に流用はできませんが一般財源化される中では区別はつきません。市は上げないだろうが、できることでもなさそうです。

＜私はこう考える＞ 「地元負担金は止めてしまえば！」

都市計画道で、利用者が限定され不特定多数の人が利用しない袋小路は今後受益者負担なく工事をし、多数が利用する農道では地元負担が存在する。従前地元負担なしに工事してきた部分にも負担させるべきという考え方もあるが、私はいっそ地元負担金を廃止してみてはと考える。土地改良区の水路など水の利益を受ける農家が多数で限定されている組合には負担金も仕方あるまいと考えるが、区域内の道路水路など負担の有無の判断と理解を得ることが難しく、一部の地権者の利益のために区自治会の負担が求められる場合など課題は多い。土地改良関係の工事の地元負担額は現在 1468 万円、圃場整備などほぼ完了した現状ではその額の伸びも少ないだろう。

廃止しても反対は皆無だ。財源の手当への考え方はそれだろうが、本会議場で都市計画税の増税に言及して誤解を与えてしまったのは残念であったが、打つ手はあるということである。工事を 1 つ止めれば済む額もある。



② 「野焼きについて」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により下記以外の例外をのぞいて廃棄物（ごみ類）の野外焼却（野焼き）は禁止されています。

＜例外規定＞

- ・廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ・病害虫が付着した木の枝の焼却
- ・河川管理者が行う伐採した草木の焼却
- ・霜害防止のためのわらの焼却など災害の予防や復旧等のために必要なもの

- ・どんど焼きキャンプファイヤー地域行事
- ・田畠でのわらの焼却、農業などのためにやむを得ないものとして行われるもの
- ・庭先での落ち葉焚きなどの日常生活を営むための軽微なもの（煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のこと）

上記のように、野焼き禁止の例外事項の判断は難しく苦情への統一感を持って対応できているのか、そこには難しい問題があります。

＜現状＞役所に寄せられる野焼きの苦情件数は60～70件、そのうち生活環境課および消防署が現場に出動したものは、平成21年度は枯草や稻わら、選定木や落ち葉など例外事項の焼却は22件、家庭ごみや農業用マルチ廃材などの不法焼却は23件。平成22年は例外事項は29件、不法焼却は27件、平成23年は例外事項25件、不法焼却17件でした。

焼却に対する苦情の内容は「煙たい」「洗濯物に臭いが付いて困る」「窓が開けられない」などがあり、煙は運転者の視界を遮り危険で事故の原因になるなどがあります。

＜守りたいこと＞

- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる
- ・風向きや強さ、時間帯を考慮する
- ・よく乾燥させて煙を抑える
- ・近所にひと声かける（消防署などへの届け出も忘れずに）
- ・一回の焚火の時間を短くする

＜私はこう考える＞

茅野市内の宅地開発と土地造成の結果、農用地の中に住宅が建設されています。農作業も近隣に配慮した行動は求められますが、居住者にも農用地の近くの環境へ居を構えた覚悟をもって、理解が求められると思います。徒にお互いの主張を通しては地域のコミュニティーは保つことができません。我慢も必要でしょう。



③「寄附募集行為について」

＜届け出内容＞：平成21年から許可制から届け出制になる。募集期間は60日間募金の目的や金品の総額や数量、募金の方法、区域、期間、従事者それに集まった金品の処分方法を明記することないなっています。

毎年同様な寄付行為は、茅野どんばん、地域の夏祭りや花火大会、ユニセフ、歳末助け合い運動、被災地への支援、記念事業、公民館建設資金、部活動資金などがあるようです。

＜最近の例＞：消防音楽隊20周年記念事業の募金がありましたが、消防団関係者に限定し、しっかり整理された募金活動がなされました。予定より多く集まったようですが、それぞれの思い入れが強かったと感じます。適正な使途・処分の報告がされるでしょう。

＜条例の必要性＞：過去、許可制にしていた状況下では不正な募金活動なども見受けられましたが、近年は無いようです。実質的には苦情などもなく、市が募集者に対して調査など行ったこともありません。市民意識の向上や高度情報化によるチェック機能は高まり、違法な募金活動などない以上、問題がなければ、条例の廃止も検討するとの回答でした。しかし単に廃止容認ではなく、適正公正な活動が担保される事が重要で、条例の持つ監視機能の意義を確認する必要があります。

6月議会後から現在まで

(議員活動、公職、奉仕活動、行事参加、その他の活動)
参加行事多数のため行間をつめて表示いたしました。
読みにくい点はご容赦下さい。

7月 8日 新井区草刈出払い
諏訪郡ボーリング操法ラッパ吹奏大会
ライオンズクラブ 献眼者慰靈除幕式
ソフトテニス総合体育大会(欠)
鹿山財産区民ゴルフ(欠)
新井区胡桃沢神社例祭直会(欠)
10日 ライオンズクラブ 新三役市長表敬訪問
11日 ~13日 経済建設委員会視察研修・香川高松・上勝町・徳島市
12日 湖東地区防犯組合総会(欠)
原中学校薬物乱用防止教室(欠)
13日 ライオンズクラブ理事会(欠)
14日 出会いの広場の会企画会議
15日 議会報告配布開始
17日 経済建設委員会災害現場視察
ライオンズクラブ 7月第2例会
正副議長・委員長会議
18日 伴仲臣子様ご葬儀
19日 全員協議会(議会側、市側)
牧口利江様ご葬儀
21日 議会報告配布終了
24日 3市親睦ソフトボール向け練習
議会あり方検討委員会
土地処分プロジェクト現地視察
ライオンズクラブ 三施設合同納涼祭
25日 永明小学校薬物乱用防止教室
LC・PR・IT情報委員会
26日 LC消防指令車贈呈式
諏訪湖浄化対策協議会
姉妹都市旭市来茅歓迎会
27日 県消防ラッパ出場選手激励会
28日 出会いの広場の会月例会
レオ太鼓練習例会
29日 消防県大会上田市
30日 3市議会ソフトボール大会
茅野市表彰式・祝賀会
茅野どんばん踊り練習
4日 茅野どんばん
8月 1日 新井区福祉推進委員会夏の企画・
流しうめんと世代間交流大会
6日 茅野市平和記念式典
議会あり方検討委員会
7日 茅野ライオンズクラブ 8月第1例会
8日 議会側全員協議会
9日 マレットゴルフ練習 36・38=74
10日 森林業活性化議員連盟総会塩尻
16日 マレットゴルフ練習 39・31=70
17日 全員協議会
18日 市戦没者追悼式
20日 9月定例会告示・一般質問受付
21日 ライオンズガバナー公式訪問例会ラコ
22日 マレットゴルフ練習 34・32=66
24日 6市町村マレットゴルフ大会富士見
25日 出会いの広場の会月例会
26日 フジビックニックソサートINパノラマ
28日 消防委員会
29日 9月定例会開会

9月 2日 新井区草刈出払い
市総合防災訓練運動公園
4日 ライオンズクラブ ZC訪問例会
6日 議案質疑・全員協議会
湖東社協認知症を知る集い(欠)
8日 湖東保育園運動会(欠)
下諏訪LC40周年記念式典
9日 縄文マラソン手伝い走路誘導
10日 北部6ヶ地区ゲートボール大会
11日 一般質問第一日目
12日 一般質問第二日目 10番目
13日 一般質問第三日目
予算決算委員会(補正)
2期議員慰労懇親反省会四人会
14日 予算決算委員会(H23決算)
16日 湖東小学校運動会
ソフトテニス伊勢原市定期戦
消防音楽隊20周年記念祝賀会
18日 予算決算委員会(H23決算)
ライオンズクラブ 1,200回記念例会
21日 経済建設委員会・視察反省会
25日 9月定例会閉会・慰労会
29日 横浜市大軟庭部OB会横浜(欠)
30日 茅野ライオンズクラブ 50周年記念式
10月 1日 旭LC交流会・ゴルフ
2日 まちづくり懇談会湖東地区

●三市議会ソフトボール大会 7/30(月)

諏訪湖スタジアム、会場は一流、プレーは三流
①諏訪市議会 5-11 岡谷市議会 優勝岡谷市

②岡谷市議会 14-10茅野市議会 二位諏訪市
③茅野市議会 7-14 諏訪市議会 三位茅野市

●六市町村親睦 マレットゴルフ大会 8/24(金)

富士見町民広場・海洋センターマレットゴルフ場
団体 ①諏訪 78.2 ②茅野 81.6 ③富士見 81.8

④下諏訪 82.9 ⑤原 84.9 ⑥岡谷 87.2

個人 ①中村奎司 62(下諏訪) ②三井新成 65
(富士見) ③八木敏郎 67(岡谷)

16位 野沢明夫 72 18位 山岸正衛
74

24位 小松一平 75 25位 宮坂武男 75

32位 両角昌英 76 33位 堀 晃 77

36位 伊藤玲子 77 41位 大久保功身 78

43位 小池賢保 78 44位 篠原啓郎 78

47位 望月克治 80 52位 伊藤 勝 82